

公会堂条例（平成17年岩手県条例第23号）第8条第2項の規定により、岩手県公会堂の利用料金を次のとおり承認した。

令和元年9月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1）表1に掲げる額（附属の設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額）。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人又は県内において文化芸術活動を行う団体が行事等において大ホールを使用する場合（興行等割増料を徴収する場合に該当する場合を除く。）にあっては、当該額の6割に相当する額
- （2）（1）により算出した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額

表1 施設の利用料金

区 分	普通利用料金						特別利用料金
	9時から12時まで	13時から17時まで	17時30分から21時30分まで	9時から17時まで	13時から21時30分まで	9時から21時30分まで	
大ホール	円 6,820	円 17,800	円 21,230	円 24,620	円 29,280	円 32,080	1 暖房料（特別室、応接室又はギャラリーを使用する場合を除く。） 暖房を使用する期間においては、普通利用料金の額の5割に相当する額を別に徴収する。 2 休日割増料 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に使用する場合においては、普通利用料金の2割に相当する額を別に徴収する。 3 興行等割増料 使用者が興行等により入場料、会費又はこれらに類する料金（その額が1人当たり500円未満の場合を除く。）を徴収する場合においては、普通利用料金の額の5割に相当する額を別に徴収する。 4 時間外利用料 やむを得ない理由により21時30分を超えて使用した場合においては、超過時間が30分以上1時間未満のときは普通利用料金及び暖房料の額の合算額（以下「合算額」という。）の3割に相当する額、1時間以上のときは合算額の5割に相当する額を別に徴収する。
11号室	960	1,270	1,770	2,230	2,290	2,810	
12号室	960	1,270	1,770	2,230	2,290	2,810	
13号室	650	960	1,270	1,610	1,700	2,030	
14号室	960	1,270	1,770	2,230	2,290	2,810	
15号室	960	1,270	1,770	2,230	2,290	2,810	
16号室	960	1,270	1,770	2,230	2,290	2,810	
17号室	650	960	1,270	1,610	1,700	2,030	
18号室	650	960	1,270	1,610	1,700	2,030	
21号室	2,170	3,400	5,270	5,570	6,500	7,600	
22号室	960	1,270	1,770	2,230	2,290	2,810	
23号室	650	960	1,270	1,610	1,700	2,030	
24号室	650	960	1,270	1,610	1,700	2,030	
25号室	650	960	1,270	1,610	1,700	2,030	
26号室	2,320	3,850	5,740	6,170	7,190	8,340	
特別室（夏季）	2,020	2,940	4,190	4,960	5,340	6,400	
特別室（冬季）	2,220	3,230	4,600	5,450	5,870	7,040	
応接室（夏季）	1,450	2,320	3,400	3,770	4,300	5,010	
応接室（冬季）	1,590	2,550	3,740	4,140	4,730	5,510	
ギャラリー	790	1,160	1,580	1,950	2,060	2,470	

備考1 大ホールの舞台のみを使用する場合の利用料金は、普通利用料金に特別利用料金を加算した額の3割に相当する額とする。

2 「夏季」とは、4月21日から10月25日までをいい、「冬季」とは、10月26日から翌年4月20日までをいう。

表2 附属の設備の利用料金

区 分		単 位	附属の設備の利用料金						
			9時か ら12時 まで	13時か ら17時 まで	17時30 分から 21時30 分まで	9時か ら17時 まで	13時か ら21時 30分ま で	9時か ら21時 30分ま で	
舞台 設備	金びょうぶ	1 双	円 1,960	円 1,960	円 1,960	円 3,920	円 3,920	円 5,880	
	銀びょうぶ	1 双	1,960	1,960	1,960	3,920	3,920	5,880	
	白びょうぶ	1 双	1,960	1,960	1,960	3,920	3,920	5,880	
	テーブル掛	1 枚	80	80	80	160	160	240	
	取外し机	1 脚	40	40	40	80	80	120	
	普通椅子	1 脚	40	40	40	80	80	120	
	平台	1 枚	120	120	120	240	240	360	
	演台	1 台	450	450	450	900	900	1,350	
	譜面台	1 台	40	40	40	80	80	120	
	指揮台	1 個	40	40	40	80	80	120	
	上敷	1 組 (5 枚)	470	470	470	940	940	1,410	
	扇風機	1 台	470	590	590	1,060	1,180	1,650	
	水平幕	1 張	660	660	660	1,320	1,320	1,980	
附属 の設 備	照明 設備	ボーダーライト (第1)	1 式	770	1,160	1,160	1,930	2,320	3,090
		ボーダーライト (第2)	1 式	740	850	850	1,590	1,700	2,440
		水平ライト	1 式	740	850	850	1,590	1,700	2,440
		ロー水平ライト	1 式	710	850	850	1,560	1,700	2,410
		アークピンスポットライト	1 台	2,790	3,400	3,400	6,190	6,800	9,590
		ロングスポットライト (1.5キロワット)	1 台	1,630	1,960	1,960	3,590	3,920	5,550
		プロジェクタースポットライト (1.5キロワット)	1 台	1,540	1,830	1,830	3,370	3,660	5,200
		ピンスポットライト (1キロワット)	1 台	850	1,020	1,020	1,870	2,040	2,890
		スポットライト (1キロワット)	1 台	850	1,020	1,020	1,870	2,040	2,880
		スポットライト (500ワット)	1 台	460	530	530	990	1,060	1,520
		ミラーボール	1 式	660	760	760	1,420	1,520	2,180
放送 設備	大型拡声器 (マイクロホン2本付き)	1 式	1,780	2,190	2,190	3,970	4,380	6,160	
	マイクロホン	1 本	400	470	470	870	940	1,340	
	ワイヤレスアンプ (マイクロホン2本付き)	1 式	1,780	2,080	2,080	3,860	4,160	5,940	
	レコードプレーヤー	1 台	470	590	590	1,060	1,180	1,650	
	テープレコーダー	1 台	1,780	2,080	2,080	3,860	4,160	5,940	
その 他の 設備	スクリーン (大ホール)	1 張	1,290	1,290	1,290	2,580	2,580	3,870	
	スクリーン (会議室)	1 台	220	220	220	440	440	660	
	ピアノ (大型)	1 台	使用1回ごとに、使用時間が、4時間以内の場合						

			合は11,780円、4時間を超え10時間以内の場合 は16,720円、10時間を超える場合は21,690円
		ピアノ（中型）	1台 使用1回ごとに、使用時間が、4時間以内の場 合は3,740円、4時間を超え10時間以内の場合 は5,400円、10時間を超える場合は7,290円
電気料		1 k w h までご と に	30円

2 利用料金の適用年月日

令和元年10月1日